

文教福祉常任委員会

平成30年6月18日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 3号 旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 4号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

《付託請願》

- 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
- 請願第 2号 「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

出席委員（6名）

委員長 飯 嶋 正 利

副委員長 高 橋 秀 典

委員 景山岩三郎
委員 伊藤房代

委員 向後悦世
委員 有田恵子

欠席委員（1名）

委員 木内欽市

委員外出席者（1名）

議長 島田和雄

説明のため出席した者（21名）

教育長	諸持耕太郎	学校教育課長	佐瀬史恵
社会福祉課長	角田和夫	高齢者福祉課長	浪川恭房
子育て支援課長	小橋静枝	保険年金課長	遠藤茂樹
庶務課長	栗田茂	生涯学習課長	高安一範
体育振興課長	花澤義広	健康管理課長	木内喜久子
環境課長	井上保巳	その他担当職員	10名

事務局職員出席者

事務局長	大矢淳	事務局次長	池田勝紀
副主幹	黒柳雅弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（飯嶋正利） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

連日、梅雨寒のような天気が続いております。委員の皆様には、体に気をつけていただき、頑張って下さい。

木内欽市委員のお母様がお亡くなりになりました。心よりご冥福をお祈りいたしたいと思っております。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、島田議長にご出席をいただいております。ご挨拶をお願いいたします。

○議長（島田和雄） 皆さん、おはようございます。

委員の皆様におかれましては、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました8議案と請願2件について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表いたしまして諸持教育長よりご挨拶願います。

○教育長（諸持耕太郎） 皆さん、おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたしました議案は、全部で8議案でございます。その内訳は、まず、予算関係で1議案、議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、次に、条例の新規制定としまして1議案、議案第3号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、また、条例の一部改正としましては6議案で、議案第4号、旭市介護保険条例の一部改正、議案第

5号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正、議案第6号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正、議案第7号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、議案第8号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正、議案第9号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は人事異動後初めての委員会でございますので、担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（飯嶋正利） はい、お願いいたします。

○教育長（諸持耕太郎） それでは、順次、自己紹介させますのでよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 学校教育課長の佐瀬史恵と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○社会福祉課長（角田和夫） 社会福祉課長の角田と申します。2年目です。よろしくお願いいたします。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 高齢者福祉課長の浪川恭房でございます。2年目となります。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（高安一範） 生涯学習課長の高安です。よろしくどうぞお願いいたします。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課長の栗田です。よろしくお願いいたします。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 保険年金課長の遠藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○子育て支援課長（小橋静枝） 子育て支援課長の小橋と申します。よろしくお願いいたします。

○体育振興課長（花澤義広） この4月に体育振興課長になりました花澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康管理課長（木内喜久子） 健康管理課長2年目になります木内です。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境課長（井上保巳） 環境課長の井上と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（飯嶋正利） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月8日に本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成30年度一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、議案第3号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第4号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての8議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） それでは、議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算（第1号）の議決について、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の9ページをお願いたします。

初めに、歳出から説明いたします。

3款4項1目、説明欄1、生活保護総務事務費の電算業務委託料182万5,000円ですが、生活保護の基準は5年に一度定期的な検証が行われており、今年10月から見直しを実施される予定です。見直しによる基準額の変更のほか、進学準備給付金の創設などの法改正後の制度に適応するため、保護決定や経理等を行っている電算システムを改修するものです。

次に、歳入についてですが、7ページに戻っていただきます。

13款2項2目1節、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金81万円ですが、歳出で説明いたしました電算システム改修の補助金です。

以上で、議案第1号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第3号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてにつきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第4号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第5号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第6号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第7号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

有田委員。

○委員（有田恵子） 質問でもないんですけども、書かれている共生型地域密着とか指定療養、通所介護、介護医療院とか、なれない言葉、新しいサービス、旭市でこれらをやっておられますか。それともやる予定のところはございますか。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 今のところ、本市ではやる予定はございません。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋秀典） 今、有田委員のことに関連するんですけれども、ちょっと勉強が追いつかないほど目まぐるしくいろいろ変わってくるので、特に施設累計について、これはお願いなんですけれども、ちょっとどういった施設の、累計ごとに一度整理していただいて、それに該当するような施設が旭市にどこがどれだけあるのかということを含めて、一度資料をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（飯嶋正利） 高橋秀典委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 手持ちというか、私たちの資料の中でございますので、それは提供できるものでございますので、後で提供したいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございせんか。

有田委員。

○委員（有田恵子） 介護保険のサービスのパンフレットとか、そういうのを見るときに、こういういろいろなサービスが日本の国で決まったことがあるんですけれども、そういうサービスがありますよというような説明書きが旭市のパンフレットにも書いてあるんですけれども、実際にサービスの指定を受けている業者はいなかったり、そういうサービスをやる気がなかったり、市のほうもやる気がないのか、業者も出てこないのかよく分かりませんけれども、それならそれで、このサービスは実際行っていませんというような一言文言を入れていただきたい。信じて疑わないで読んでしまうので、あるならある、さっきちょっとおっしゃった質問がありましたが、似たような感じなんです。こういうのを何が何だか分からない状態で聞かされても、実際、パンフレットとそごがあつたりするわけです。その辺、まとめていただいて、何がサービスを受けられるのか受けられないのかというような話。これ国との問題があるとは思いますが、よろしくお願ひします。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、事業所はあるかないか、どういったものがあるかとか、また本市はどういったものがあるか、またはないかということでございますが、まず、うちのほうで出している健やか介護保険利用の手引きというものがございせんが、その中に利用できるサービスが各在宅サービスから施設サービス、そういったいろいろな各種のサー

ビスが載っております。その中で、実際にはうちのほうにない施設もございます。それについて本市では該当する施設がないとか、そういったものをちょっと工夫しまして、今後のパンフレットのつくり方を検討してみたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） よろしいですか。

有田恵子委員。

○委員（有田恵子） サービスの利用をしているというところのパンフレットがありましてね、1枚。それを市の人は利用しているというところに丸がついていたりするんですよ。じゃあ、あるかなと思うわけですよ、市の中に。そうしたら、市内で利用している人がいるというような話で、ちょっと混乱するんですよ。分かりますか、言っていること。分かりますよね、関係者だから。それがやっぱり何が何だか、我々みたいな介護の世界のプロであっても分かりづらい。そうすると一般の市民はもっと分からないと思いますね。ああいうパンフレットの書き方とか、もうちょっとやっぱり親切に書いていただかないと、そういうことでよろしく願いします。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、ご質問にお答えいたします。

今のご質問の中で、うちのほうにある資料としましては、例えば事業所で何があるとか、そういった事業所の種類とか、そういったものの一覧表になっているパンフレット、資料等はございますけれども、その施設で何人市内で利用している、また、市内の人が市外の施設で何人利用しているというような資料はございません。また、そこまでの資料が必要かどうかというのも、実際に利用者にとっては必要かどうかというのはちょっと検討してみたいと思います。そういった中でまた整理をして、そういった事業所、また今、先ほどお見せしたパンフレット、そういったものを工夫して、よりよい使いやすいものにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第8号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の

人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について補足説明がありましたらお願いいたします。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 議案第9号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本会議での補足説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

有田委員。

○委員（有田恵子） 第10条の4項、教員免許に規定する免許証を有する者、この免許証というのは小学校の普通免許でしょうか。それと今、免許証というのは更新しないと、教育課長に教えていただきたいんですけども、そういう免許証があったって更新なんかしていない人はいっぱいいますから、それは使えるのかどうか、その辺のところですね。やりたい人はいっぱいいると思うんですよ、60過ぎて。しかし、大分前にやめたとかいうの、そういうのは大丈夫でしょうか。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） ご承知のように、免許法の改正がありまして更新制度が始まりました。ここに載っております放課後児童クラブの支援員に関しましては、更新を受けておられない、つまり失効の形になっていても大丈夫でございます。授業をするわけではございませんので、更新制度には当てはまりません。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） これ小学校、中学校、高校の免許証は関係なくですか。小学校に限定さ

れていますか。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 小学校に限定されておられません。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑が終わりました。

議案の採決

○委員長（飯嶋正利） これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（飯嶋正利） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課より、屋内運動場防災機能強化工事について申し上げます。

第二中学校の屋内運動場防災機能強化工事については、天井材等の落下防止と老朽化による改修を目的に、5月29日に契約し、工事に着手したところでございます。工期は来年1月を予定しております。

なお、干潟小学校につきましては、本年度工事を着工する予定でしたが、財源として見込んでおりました文部科学省の学校施設環境改善交付金が採択されなかったため、やむを得ず工事を延期することといたしました。引き続き国の動向を注視しながら、追加採択があった場合は即時申請ができるように準備を進めております。

以上で、庶務課からの報告を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、体育振興課より資料はございませんが、2点ほど報告いたします。

1点目は、「未来（あした）への道 1000km縦断リレー2018」につきまして報告いたします。

今年で6回目になります東日本大震災の被災地域を縦断する「未来（あした）への道 1000km縦断リレー」が開催されます。主催は、東京都及び公益財団法人東京都スポーツ文化財団で、7月24日に青森県をスタートし、8月5日日曜日に銚子市から飯岡みなと公園、いいおかユートピアセンター、東総文化会館を中継し旭スポーツの森公園をゴールとし、翌8月6日月曜日には旭スポーツの森公園をスタートし干潟小学校を中継し匝瑳市へ向かい、8月7日に東京都立駒沢オリンピック中央広場を最終ゴールとする全1,311.9キロメートル、150区間の行程で行われます。

旭スポーツの森公園でゴールの時には、昨年と同様に中学校吹奏楽の演奏やゲストランナーとのウェルカム交流イベントを予定しています。また、スタート時にはお囃子などを含むスタート式を予定しております。

2点目ですが、試行で行われておりました8月の月曜休館の体育施設開放の取りやめについて報告いたします。

平成26年より、さらなるスポーツの振興を図る目的で飯岡地域の体育館、野球場、庭球場の3施設及び干潟地域のさくら台野球場、庭球場の2施設を8月の月曜休館日に開放してまいりましたが、平成29年度の月曜開放、4日間の実績といたしまして飯岡体育館が4件、飯岡庭球場が1件で27名の利用でした。干潟地域の施設利用はありませんでした。

また、スポーツ合宿等の関係もありまして、宿泊施設等の意見も伺いましたが、取りやめに関して同意をいただいております。

以上のように、利用状況が低下しているため、試行を取りやめ、通常の日曜休館に戻すことといたしました。

なお、市民への周知は既に市のホームページに掲載しております。

以上で、体育振興課の報告を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の報告が終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） では1点、1000kmリレーの件ですけれども、このイベントといいますかりレーがオリンピックの聖火リレーのコースになればということで、非常に期待されてずっとここまで続いているわけですけれども、その辺の動向について、結構期待の声もあるわけですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（飯嶋正利） 高橋秀典委員の質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） 1,000km縦断リレーですけれども、確かに東京オリンピックの聖火リレーを視野に入れたルートを走り、被災地を応援する目的で平成25年から始められたものです。

今年の4月に東京オリンピック・パラリンピック組織委員会のほうから、聖火リレーが47都道府県を回って日数の配分が発表されました。千葉県は3日間と示されたわけなんで

すけれども、そういった関係で今年の 1,000 km 縦断リレーが聖火リレーのルートと既に決まったような誤解をされては困るという回答が東京都がありました。ただ、東京オリンピック聖火リレーを視野に入れたルートというのは、そういう思いは変わらないよと、東京都からそういったご回答をいただいております。

市のほうも被災地の応援と聖火リレーのコースになるという可能性が高いと言われておりましたので、それでうちのほうも協力してまいりましたので、当然聖火リレーのコースになると思いはありますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） ぜひやっぱり待ちではなくてプッシュして、実際に実現するようにぜひよろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（飯嶋正利） 次に、請願の審査を行います。

教育委員会以外は退室してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 33 分

再開 午前 10 時 35 分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る 6 月 8 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第 1 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第 2 号、「国における平成 31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の 2 件であります。

初めに、請願第1号について審査に入ります。

紹介議員であります高橋秀典議員より説明をお願いいたします。

高橋秀典議員。

○紹介議員（高橋秀典） よろしくをお願いいたします。また、審議に貴重なお時間を割いていただきましてありがとうございます。お礼申し上げます。

当該の請願であります。まず、第1号であります「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」についてであります。請願者は、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体であります。こちらの団体、構成団体といたしまして、千葉県市町村教育委員会連絡協議会、また県内の小・中・高等学校の校長会、教職員組合、そしてPTA連絡協議会と、まさに県教育界が一丸となって文字どおり子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する、そういった団体でございます。

請願の趣旨でございますが、お手元の文書にありますとおり、これまでどおり国民に等しく義務教育を保障するためには、義務教育費の国庫負担は不可欠であります。一定の教育の質、これを国民に等しく担保すべきものであり、万が一これが崩れますと多大な財政負担を地方自治体に課すことになりまして、厳しい地方財政をさらに圧迫、ひいては教育の地域格差を引き起こすということも考えられます。

したがって、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望するものでありまして、どうぞ採択いただけますようお願いするものであります。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 高橋秀典議員の説明は終わりました。

続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、第1号について、学校教育課から意見を述べさせていただきます。

今回の「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願は、千葉県市町村教育委員会連絡協議会、教育長協議会、県PTA連絡協議会、県小学校長会、中学校長会、ほか千葉県の教育界を代表する22団体でつくる子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長名で採択を求められた請願でございます。会長は、茂原市教育委員会教育長職務代理者でございます。

未来を担う子どもたちの健全育成をつかさどる学校教育を充実させるためには、教職員の

安定した確保が必要不可欠です。その財源措置として、教職員に係る給与費の3分の1を国が分する義務教育費国庫負担制度がありますが、その負担の割合も恒常的な措置ではなく、制度そのものが廃止される可能性もあります。

さらに、事務職員、学校栄養職員の国庫負担を外し、一般財源化が模索されるなどの情報も聞かれております。

全国どこでも公教育は同じレベルで受けることができる基盤が、この義務教育国庫負担制度であると考えます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がありました。何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、続いて請願第2号について、紹介議員であります高橋秀典委員より説明をお願いいたします。

高橋秀典議員。

○紹介議員（高橋秀典） それでは、第2号でございます。「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」に関してでございますが、請願者は第1号と同じであります。子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会でございます。

申し上げるまでもなく、教育はこれからの日本の未来を担う子どもたちを心豊かに、そして健やかに育てる使命を持っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取り巻く関係も変化し、教育における諸課題はもちろんでありますが、子どもたちの安全確保等においても多くの課題が山積しております。

こうした中、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。一方で教育の無償化等、議論されて進んでいるところではありますが、まずは基本となる部分としてお手元の文書にあります項目を中心とした予算がしっかりと確保されることが大前提であります。ぜひ平成31年度に向けての教育予算の拡充、充実を国に対し、しっかりと働きかけていただきたいと考えますので、採択をいただけますようお願いするものであります。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 高橋秀典議員の説明は終わりました。

続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 学校教育課より意見を申し上げます。

請願第2号は、請願第1号と同一の団体からのものがございます。

少人数できめ細かな指導の確立に向けた学校職員の定数を改善することは、児童・生徒の学力向上に直結することです。また、現在の経済状況等を考えますと、保護者の教育費負担の軽減に向けての取り組み、就学援助や奨学金事業に係る予算の拡充を求めることは非常に重要なことと考えます。特に教科書無償制度は経済状況からだけではなく、教育を受ける権利が等しく保障されていることから維持していかなければならない制度でございます。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、安全・安心な学習環境を保障するためにも、学校施設のさらなる整備が必要と考えます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

ただいま担当課より参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） この請願の中に不登校や何かにも予算をとというようなことでありますが、不登校は現実にテレビや何かを見ていると増えているということですがいかがでしょうか、ちょっと実態を教えてください。

○委員長（飯嶋正利） 向後悦世委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 不登校に関しましては、手持ちに数字がございませんけれども、カウンセラーが不登校の児童・生徒に対してきめ細かく対応しております。昨年の例で申しますと、スクールカウンセラーが不登校に関する相談案件は31件相談に乗っております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員。

○委員（向後悦世） テレビや何かマスコミ関係のニュースや何かを見ていると、不登校が増えているように感じています。やっぱり不登校を解消するにはいろいろな作業が必要だと思うので、予算も十分必要だと思っていますので、より一層不登校をなくすような、持っていく方によっては、不登校の生徒が非常に頑張ったりというような事例もあるみたいで、千

葉市のほうにもそういうどっちかといったら普通の学校教育がまともに受けられなかったような、そういう児童を集めてやっている学校があるみたいで、そういうところでも、前は結構おもしろいつつぱりお兄ちゃんみたいな生徒がいたり何かしていたのが、今はみんないい子になっちゃって、かえって学校がつまらなくなっちゃったというような指導者もいるくらいですので、ぜひ予算をしっかり拡充して頑張ってくださいと思います。よろしく願いします。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、ここで執行部は退室してください。大変ご苦
労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時 0分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

初めに、請願第1号についてご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、請願第1号の審査を終わります。

続いて、請願第2号についてご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、請願第2号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（飯嶋正利） 続いて、討論を省略し採決いたします。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」の採択に関する請願につ

いて、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

請願第2号、「国における平成31(2019)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択する意見に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決定しました。

以上で、本委員会に付託されました請願審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長(飯嶋正利) 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備しておきたいと思えます。

事務局、意見書案を配付してください。

(意見書案配付)

○委員長(飯嶋正利) 初めに、請願第1号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

局長。

○議会事務局長(大矢 淳) それでは、請願第1号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配付してございます義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(案)をご覧

いただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転化する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

向後悦世委員。

○委員（向後悦世） この意見書案なんですが、政府は国家財政の悪化から同制度を見直しとあるけれども、政府は国家財政の悪化からという部分、これそういう事情を入れなくてもいいんじゃないかなという気もしますが、また検討していただければと思います。

政府が同制度を見直し、その負担をとったほうが良いような気がしますがどうか。

○委員長（飯嶋正利） ただいま向後悦世委員より、意見書の本文、上から6行目の本文を、国家財政の悪化からというのはとるとのことですか。ご意見がありました、いかがでしょうか。

それでは、その部分を削除するということをご了承いただけますか。

(「はい」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) ありがとうございます。

それでは、本意見書の本文の6行目、国家財政の悪化からというものを削除すると変更することにしたいと思いますが、そのほかに意見はございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようでございますので、請願第1号の「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」は、ただいまご協議いたしましたとおりにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) ご異議ないようでございますので、本意見書につきましては、ただいま協議いたしましたとおりに準備を進めたいと思います。

続いて、請願第2号の意見書についてご協議をお願いいたしたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長(大矢 淳) それでは、請願第2号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配付してございます国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書(案)をご覧くださいと思います。意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書(案)

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成 31 年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- 1、震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分に諮ること
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
- 5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条例を整備すること
- 6、危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレの設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- 7、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 1 番と 6 番、どこが違うんでしょうか。

震災からの教育復興にかかわる復興支援、現状、出ているんじゃないですか。それを教育に回すことはできないですか。6 番というのは、もともと危険とか老朽とかの問題ですけども結局は一緒。1 本にできないですか。分けないといけないですか。

○委員長（飯嶋正利） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） 復興予算とまた校舎の設備費、お金の出どころが要は違うので、だから別項目で分けられているという意味です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何か。

有田さん、よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようでございますので、請願第2号の「国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書」は、ただいまご協議いただきましたとおりにしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 異議がないようでございますので、本意見書につきましては、ただいまご協議いただきましたとおりに準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で、審査は全部終了いたしました。

○委員長（飯嶋正利） これで本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時15分